

## 2.4 内国民待遇及び物品の市場アクセス(農業)

松井 衡 \*  
近藤 直生 \*\*  
金丸 絢子 +  
廣瀬 崇史 ++  
後岡 伸哉 §

### I. 概要 #

#### A) 定義 (2.19 条)

この節の規定の適用上、

「農産品」とは、[WTOの農業に関する協定](#) (以下「農業協定」という。) 2条に規定する産品をいう。

「輸出補助金」は、農業協定1条(e) (同条の改正を含む。) 所定の意味を有する。

「現代のバイオテクノロジー」とは、自然界における生理学上の生殖又は組換えの障壁を克服する技術であって伝統的な育種及び選抜において用いられない次のいずれかのものを適用することをいう\*。

(a) 生体外における核酸加工の技術 (組換えデオキシリボ核酸 (以下「組換えDNA」という。) の技術及び細胞又は細胞小器官に核酸を直接注入することを含む。)

(b) 異なる分類学上の科に属する生物の細胞の融合

「現代のバイオテクノロジーによる生産品」とは、現代のバイオテクノロジーを用いて作り出された農産品並びに魚及び魚製品 (統一システム第3類の生産品) をいい、薬剤及び医療用の生産品を含まない\*。

#### B) 適用範囲 (2.20条)

この節の規定は、締約国が採用し、又は維持する農産品の貿易に関連する措置について適用する。

#### C) 農業輸出補助金 (2.21条) \*

締約国は、農産品に関する輸出補助金を多数国間で撤廃する目的を共有し、その撤廃、

---

\* まつい こう / 弁護士・ニューヨーク州弁護士 / 大江橋法律事務所

\*\* こんどう なおき / 弁護士・ニューヨーク州弁護士 / 大江橋法律事務所

+ かなまる あやこ / 弁護士・ニューヨーク州弁護士 / 大江橋法律事務所

++ ひろせ たかし / 弁護士・カリフォルニア州弁護士 / 大江橋法律事務所

§ のちおか しんや / 弁護士 / 大江橋法律事務所

# \* = 「II. 解説・コメント」の対象となる条文・記述。

あらゆる形態の再導入防止のための合意を達成するため、WTOで協力する（同条1項）。

いずれの締約国も、他の締約国に輸出される農産品について、いかなる輸出補助金も採用・維持してはならない（同条2項）。

本条の規定は、WTOにおける締約国の立場を害するものではなく、農業協定10条の下でとられる措置を対象としない（同条注）。

D) 輸出信用、輸出信用保証又は輸出信用保険（2.22条）\*

締約国は、WTOで輸出競争分野の作業が進行中であること及び輸出競争が引き続き多数国間交渉の重要な優先事項であることを認め、輸出信用、輸出信用保証及び輸出信用保険の供与に関する多数国間の規律（透明性、自己の資金調達、償還期間等についての規律を含む。）を策定するため、WTOで協力する。

E) 農産品を輸出する国家貿易企業（2.23条）\*

締約国は、WTOで、輸出を行う国家貿易企業について、次に掲げる事項が要求される合意の達成に向けて協力する。

- (a) 農産品の輸出許可に関する貿易を歪曲する制限の撤廃
- (b) WTO加盟国が、一の農産品の総輸出量の相当割合を販売輸出する国家貿易企業に対し、直接又は間接に行う特別の融資の撤廃
- (c) 輸出を行う国家貿易企業の運営・維持に関する透明性の向上

F) 輸出制限（食糧安全保障）（2.24条）\*

食料の輸出制限（同条1項）：締約国は、各締約国が、農業協定12条1項に従うことを条件として、GATT11条2項(a)に基づき、食料（人間が消費するための魚及び魚製品を含む。）の危機的な不足を防止・緩和するため、同条1項により禁止される輸出の禁止・制限を、食料について一時的に課することができることを認める。

輸出制限の条件（同条2項）：締約国は、農業協定12条1項の条件に加え、次の(a)から(d)に従う。

- (a)(i) 食料の危機的な不足を防止・緩和するため、他の締約国への食料の輸出又は輸出のための販売を禁止・制限する（以下「輸出制限措置」という。）締約国は、当該不足が不可抗力による場合を除き、輸出制限措置の発効日（以下「措置発効日」という。）の少なくとも30日前に、また、いかなる場合にも措置発効日前に、他の締約国に通報する。
- (ii) この協定が自国に発効する日に、輸出制限措置を維持している締約国は、当該発効日から30日以内に他の締約国に通報する。
- (b) 通報には、輸出制限措置を維持する理由、当該措置のGATT11条2項(a)との適合性の説明を含め、当該締約国が当該措置を課す前に検討した代替措置がある場合は記載

する。

- (c) 措置日の前三暦年（当該締約国が当該措置をとる年を除く。）のいずれの年にも純輸入国であった食料についてのみ輸出制限措置をとる場合、2項又は4項の通報の対象とならない。
- (d) (a)の措置を採用・維持する締約国は、(a)の通報を行わない場合には、合理的な期間内に、他の締結国に対し、措置日の前三暦年（当該締約国が当該措置をとる年を除く。）のいずれの年にも当該措置対象の食料について純輸入国であったことを示す貿易に関するデータを提供する。

通報国の義務（同条3項）：2項(a)により通報する締約国は、次のことを行う。

- (a) 要請があるときは、措置の対象となる食料の輸入国として実質的な利害関係を有する他の締約国と協議する。
- (b) 上記締約国の要請があるときは、GATT11条2項(a)規定の食料の危機的不足が存在するか又は当該措置がなければ当該危機的不足が発生するおそれがあるか及び当該措置によってどのように当該危機的不足が防止・緩和されるかに関する経済的指標を提供する。
- (c) 他の締約国からの質問に対し、質問受領から14日以内に書面により回答する。

注意喚起（同条4項）：締約国は、他の締約国が2項(a)により通報すべきであったと認める場合、当該他の締約国に注意喚起ができる。その後速やかに満足すべき解決が得られない場合、当該措置が通報されるべきであったと認める締約国は、自ら当該措置について当該他の締約国以外の締約国に注意喚起ができる。

措置の期間等（同条5項）：締約国は、通常、2項(a)又は4項の通報の対象となる輸出制限措置を、6か月以内に終了すべきである。6か月を超えた措置継続を検討している締約国は、他の締約国に、当該措置日の後5か月以内に通報し、2項(b)の情報を提供する。当該締約国は、当該措置により輸出が禁止・制限される食料の純輸入国である他の締約国と協議した場合を除き、12か月を超えて当該措置を継続してはならない。危機的な食料不足又はそのおそれが存在しなくなった時は、当該措置を直ちに停止する。

人道上の目的による購入（同条6項）：非商業的な人道上の目的のために購入される食料について、2項(a)又は4項の通報の対象となる措置をとってはならない。

## G) 農業貿易に関する小委員会（2.25条）

締約国は、各政府の代表者からなる農業貿易に関する小委員会（以下「農業貿易小委員会」という。）を設置し（同条1項）、次の事項のフォーラムを提供する（同条2項）。

- (a) 本協定に基づく締約国間の農産品の貿易等の促進。
- (b) 本節の実施・運用（前条の通報を含む。）についての監視、協力促進、及び、2.21条ないし2.23条所定の協力のための作業に関する討議の実施。
- (c) 本協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関との調整、

本節に関連する事項についての締約国間での協議。

(d) 物品の貿易に関する小委員会及び委員会が委任する追加的な作業の実施。

農業貿易小委員会は必要に応じて開催するが、協定の効力発生の後最初の5年間は、少なくとも年1回開催する（同条3項）。

#### H) 農業セーフガード（2.26条）\*

原産品である締約国からの農産品は、農業協定の下でとられる特別セーフガードに基づき締約国により課される税の対象としてはならない。

#### D) 現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易（2.27条）\*

総則的規定（同条1項ないし3項）：締約国は、現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易に関する透明性、協力及び情報交換の重要性を確認する（1項）。本条は、締約国がWTO設立協定又は本協定の他の規定に基づく措置の採用を妨げない（2項）。本条は、締約国が、自国の領域で現代のバイオテクノロジーによる生産品を規制するための自国の法令及び政策を採用・修正することを求めるものではない（3項）。

公表（同条4項）：各締約国は、可能な場合、自国の法令及び政策に従うことを条件として、次のものを公に利用可能にしなければならない。

- (a) 現代のバイオテクノロジーによる生産品の承認のための申請を完了させるための書類に係る要件
- (b) 危険性又は安全性の評価であって現代のバイオテクノロジーによる生産品の承認をもたらしたものの概要
- (c) 自国の領域において承認された現代のバイオテクノロジーによる生産品の一覧表

LLP発生に関する情報共有（同条5項）：各締約国は、27.5条（連絡部局）の規定に従い、微量の混入（low level presence. 以下「LLP」という。）の発生に関連する問題に関する情報を共有するための1又は2以上の連絡部局を指定し、通報する（5項）。

「LLPの発生」とは、組換えDNAによる植物性の材料であって、その利用が少なくとも一の国において承認されている（ただし、当該植物性の材料について食品としての利用が承認されているときは、組換えDNAによる植物から得られる食品の安全性の評価の実施のための食品規格委員会<sup>1</sup>の指針（[文書番号CAC/GL45-2003](#)）に従ってその食品としての安全性の評価が行われている場合に限る。）が輸入国においては承認されていないものが植物又は植物性生産品（薬剤又は医療用の生産品であるものを除く。）の貨物に不注意に

<sup>1</sup> 消費者の健康の保護、食品貿易の公正な実施確保等を目的として、FAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関である[コーデックス委員会（Codex Alimentarius](#)、以下「Codex」という。）を指す。なお、[WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定](#)（以下「SPS協定」という。）附属書Aは、食品の安全については、Codexが制定した食品添加物等に関する基準、指針及び勧告が、同協定にいう「国際的な基準、指針及び勧告」にあたりと定めている（同協定3条等参照）。

よって微量に混入することをいう（同項注）。

LLP発生防止等のための輸出国の措置（同条6項）：輸出締約国は、LLP発生に対処し、将来のLLP発生防止のため、輸入締約国の要請がある場合、可能な場合、自国の法令及び政策に従うことを条件として、次のことを行わなければならない。

- (a) 特定の現代のバイオテクノロジーによる生産品（植物性生産品であるもの）（以下「植物性バイオ生産品」という。）の承認に関連して、危険性又は安全性の評価を実施した場合、当該評価の概要を提供する。
- (b) 判明している場合には、植物性バイオ生産品の承認を受けた自国領域内の事業者であって、次の情報を有している可能性があるものと信ずるものの連絡先を提供する。
  - (i) 貨物の中に微量に存在する植物性バイオ生産品を検出するために存在する方法で、有効と認められたもの
  - (ii) LLPの発生を検出するために必要な参照用の見本
  - (iii) 輸入締約国が危険性若しくは安全性の評価を実施するために使用することができる関連の情報又は食品としての安全性の評価を行うことが適当である場合、組換えDNAによる植物から得られる食品の安全性の評価の実施のための食品規格委員会の指針（[文書番号CAC/GL45-2003](#)）附属書3の規定に従って実施される食品の安全性の評価のための関連の情報
- (c) (b)に規定する事業者に対し、(b) (i)から(iii)までに規定する情報を輸入締約国と共有するよう奨励する。

LLP発生に対する輸入国の措置（同条7項）：輸入締約国は、LLPの発生があった場合、自国の法令及び政策に従うことを条件として、次のことを行わなければならない。

- (a) 当該LLPの発生の事実及び当該LLPの発生が判明した貨物の処分に関する決定を当該輸入締約国が行うために輸入者に提出を要求する追加的な情報について、当該輸入者又はその代理人に対して通知する。
- (b) 可能な場合、当該LLPの発生について当該輸入締約国が実施した危険性又は安全性の評価の概要を輸出締約国に提供する。
- (c) 当該LLPの発生に対処するためにとられる措置（罰則は含まない。）が自国の法令及び政策に合致する適当なものであることを確保する。

LLP発生による混乱防止（同条8項）：LLP発生による貿易混乱の可能性を減ずるため、

- (a) 各輸出締約国は、自国の法令及び政策に従い、技術開発を行う者に対し、現代のバイオテクノロジーによる生産品（植物及び植物性生産品であるもの）（以下「植物及び植物性生産品であるバイオ生産品」という。）の承認のための申請を締約国に提出することを奨励するよう努める。
- (b) 現代のバイオテクノロジーから得られる植物及び植物性生産品を承認する締約国は、次のことを行うよう努める。
  - (i) 植物及び植物性生産品であるバイオ生産品の承認のための申請の提出及びその

審査を年間を通じて認める。

- (ii) 世界的な情報交換改善のため、植物及び植物性生産品であるバイオ生産品の新たな承認に関する締約国間の連絡を増進する。

作業部会（同条9項及び10項）：締約国は、貿易に関連する事項であって現代のバイオテクノロジーによる生産品に関連するものについて情報交換及び協力を行うため、農業貿易小委員会の下に現代のバイオテクノロジーによる生産品に関する作業部会を設置する（9項）。同作業部会は、締約国の政府代表者によって構成され、それらの締約国は、農業貿易小委員会に対して同作業部会に参加する旨を書面により通報し、自国政府の代表者を指名する（同項）。

同作業部会は、次の事項のフォーラムを提供する（10項）。

- (a) 締約国の法令及び政策に従うことを条件として、現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易に関連する事項（効力を有する法令及び政策並びに法令及び政策の案を含む。）について情報を交換する。
- (b) 2以上の締約国間において、現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易について相互に関心を有している場合、協力を更に促進する。

## II. 解説・コメント

《農業分野の規律 — GATT 時代》 TPP 協定の農業節では、特に輸出競争に関して WTO での議論が参照されているため、まず WTO における農業分野の規律を概観する。

農水産分野では、自国の食料自給率の向上や農業従事者の所得補償等の必要から、各国が何らかの保護政策を実施している場合が多い<sup>2</sup>。世界貿易が理想とする姿—比較優位 (Comparative Advantage) に基づく自由競争—を阻害する自国産業保護措置としては、①国境措置（関税・輸出入制限等）、②国内支持（価格支持、補助金等）、③輸出競争（輸出補助金、輸出信用等）の3通りが考えられる。GATT は、これらのいずれについても、鉱工業製品とは異なる規律を農産品に適用してきた。

具体的には、①国境措置については、輸出入の数量制限を一定の場合に許容<sup>3</sup>していた (GATT11 条 2 項)。鉱工業製品については、許容されない措置であり (GATT11 条 1 項)、しかも農産品に係る例外規定は形骸化していった<sup>4</sup>。②国内支持については、補助金一般に係る GATT16 条 1 項（効果と導入理由の通告義務、深刻な影響を受け/受け得る加盟国との討議義務）、国家貿易に係る GATT17 条（無差別原則に従うこと等）を除いて、具体的な規

<sup>2</sup> 田村次朗『WTO ガイドブック（第2版）』（弘文堂、2006年）54頁。

<sup>3</sup> もっとも、農産品に係る数量制限の要件は厳格に解釈され、GATT 下では、パネルに持ち込まれた案件で例外の適用が認められた事例はない。Victor Mosati, Ambra Gobena, “[International Trade Rules and the Agriculture Sector – Selected Implementation Issues](#)”, *FAO Legislative Study*, 98 (Food and Agriculture Organization of the United Nations, 2007), pp. 46-47.

<sup>4</sup> 田村・前掲注（2）134～135頁。

定を置いていなかった。③輸出競争のうちの輸出補助金については、輸出補助金の許与を避ける努力義務を課し、「当該産品の世界輸出貿易における当該締約国の衡平な取分<sup>5</sup>を超えて拡大するような方法で」の許与を禁止するだけであった（GATT16条3項）。これも鉱工業製品とは大きく異なる規律<sup>6</sup>である。

このような規律の定め方は、農産品貿易が、GATTの下で（規制のらち外とされたわけではないが）経済面だけではなく政治面でも多大な影響を与えることから、各国の利害が激しく対立し、最も規制が困難な分野であったことを示している<sup>7</sup>。

《農業分野の規律 — WTO 農業協定》 このように、GATTの下では、事実上、各国の国内農産品保護措置が幅広く認められていたこともあって、1980年代には、世界的な農産物の生産過剰を招き、国際市場の混乱と各国の財政負担の増加を招いた<sup>8</sup>。

そこで、1986年に始まったウルグアイラウンド交渉では、「公正で市場志向型の農業貿易体制を確立し」「農業に対する助成及び保護を実質的かつ漸進的に削減すること…により世界の農産物品市場における制限及び歪みを是正し並びに防止する」（農業協定前文2・3段落）ことを目的に協議が続けられ、「市場アクセス、国内助成及び輸出競争の各分野において拘束力のある具体的な約束」（同前文4段落）として、農業協定が締結された。

農業協定では、上記①～③すべてについて、以下のとおり、包括的な規律<sup>9</sup>を置いた。

まず、①国境措置について、原則として<sup>10</sup>すべて関税化し、非関税措置は禁止され（農業協定4.2条）、農業貿易の最大の障害<sup>11</sup>が取り除かれた。具体的には、「輸入数量制限、可変輸入課徴金、最低輸入価格、裁量的輸入許可、国家貿易企業を通じて維持される非関税措置、輸出自主規制その他のこれに類する通常関税以外の国境措置」すべてが、原則禁止とされた（同上注）。わが国は、1999年4月1日のコメの関税化をもって、全品目を関税化した（なお、わが国は、コメ及び麦類等について、国家貿易制度を維持しているが<sup>12</sup>、国境措置の手段として国家貿易制度を利用したわけではないため、農業協定4条2項との

5 「衡平な取分」という規定の曖昧さの結果、輸出補助金規制が実効性を欠き、結果、1980年代には、EC（当時）と米国の間で「補助金戦争」とも呼ばれる事態を招くことになった（田村・前掲注（2）113頁、139～140頁及び139～140頁注18。）。

6 なお、鉱工業品に対する輸出補助金は、1958年1月1日又はそれ以降のできるだけ早い時期に許与を廃止すると規定されている（GATT16条4項）。

7 Mosati, Gobena, *supra* note 3, p.14, 34. 田村・前掲注（2）54頁参照。

8 山下一仁『詳解 WTOと農政改革—交渉のゆくえと21世紀の農政理論—』（食料農業政策研究センター、2000年）135頁、外務省経済局国際機関第1課『解説 WTO協定』（日本国際問題研究所、1996年）102頁。

9 概要については、外務省・前掲注（8）115頁一覧表を参照。

10 関税化の例外要件は、農業協定附属書5第A部に規定されている。関税化の理由は、関税は他の国境措置に比べ、予見可能性・透明性が高い点等で、貿易阻害効果がより少ないからである（田村・前掲注（2）53～54頁参照。）。

11 Mosati, Gobena, *supra* note 3, p. 47.

12 農林水産省サイト「[国家貿易](#)」参照。

抵触はないと解される<sup>13</sup>。)

これに対して、②国内支持及び③輸出競争では、農産品は引き続き、独自の規律を受けることとされた。②国内支持について、補助金協定の特則として、国内補助金<sup>14</sup>は、国内補助金を含めた国内支持の総計について、1986～88年を基準期間として1995～2000年の6年間に先進国は20%、開発途上国は13.3%削減することとされ、存続<sup>15</sup>が認められた（農業協定6条<sup>16</sup>）。

最後に、③輸出競争についても、補助金協定の特則として（同3条1項参照）、輸出補助金<sup>17</sup>に係る規定を置いた。輸出補助金は、農業協定9条1項の要件を満たす輸出補助金に限って、1986～1990年を基準期間として1995～2000年の6年間で、先進国は支出ベースで36%、数量ベースで21%、開発途上国は支出ベースで24%、数量ベースで14%削減する義務を負うにとどまる（同9条2項(b)(iv)<sup>18</sup>）。それ以外の輸出補助金については、自国の譲許表及び農業協定（特に「輸出補助金に関する約束の回避をもたらし又はもたらすおそれのある方法で用いてはならない」とする10条1項の規定）に従う限り、禁止されない（同8条）<sup>19</sup>。ただ、米国が行っていた輸出信用については、貿易歪曲効果があるものの、WTOではなくOECDでの議論に委ねられることとなった（同10条2項参照）<sup>20</sup>。わが国は、従来から輸出補助金を交付してこなかった（すなわち、基準期間での支出・数量がゼロのため）、農業協定9条1項の要件を満たす輸出補助金を交付することは今後もできない（同3条3項、8条）<sup>21</sup>。

《農業分野の規律 — その後の交渉状況》 農業協定は、「進行中の過程」（同協定20条）の一時点での合意と位置付けられ、2000年には農業貿易の改革プロセスを継続するための交渉が開始された<sup>22</sup>。

ドーハ閣僚宣言（2001年11月）では、「交渉の結果を予断せずに、市場アクセスの実質的改善、すべての形式の輸出補助金の段階的撤廃を視野に入れた削減、貿易歪曲的な国内

<sup>13</sup> 山下・前掲注（8）144頁。

<sup>14</sup> 同種の補助金が鉱工業製品に交付されていれば、それは「特定性のある補助金」（補助金協定2.1条）として撤廃の対象ともなり得る。

<sup>15</sup> 結果、基準期間に国内補助金を交付していない加盟国は、原則として、国内補助金を交付できなくなる。Mosati, Gobena, *supra* note 3, p. 76.

<sup>16</sup> 削減数値目標については、1993年12月のモダリティ参照。*Modalities for the Establishment of Specific Binding Commitments under the Reform Programme*, MTN.GNG/MA/W/24, 20 December 1993, paras. 8, 15.

<sup>17</sup> 定義については、農業協定1条(e)、補助金協定1条を参照。

<sup>18</sup> 農業貿易は、WTO下で輸出補助金が許容される唯一の分野である。Mosati, Gobena, *supra* note 3, p. 66.

<sup>19</sup> 外務省・前掲注（8）123頁。

<sup>20</sup> 山下・前掲注（8）167～168頁参照。

<sup>21</sup> 同上151頁参照。なお、農業協定9条1項の要件を満たす輸出補助金の引き続き交付できるのはオーストラリア、カナダ、米国等25か国である。Mosati, Gobena, *supra* note 3, pp. 66-67.

<sup>22</sup> 農林水産省「WTO交渉について」（2016年5月）2頁目（スライド1）。

助成の実質的な削減に関する包括的な交渉を行う」(パラ 13) とされた。実際、2005 年の WTO 香港閣僚会合では、2013 年一杯には輸出補助金の撤廃について合意することが宣言された ([香港閣僚宣言](#) パラ 6)。この頃、輸出信用にも輸出補助金と同様の規制を及ぼすべき、国家貿易企業を通じた価格平準化措置等を明示的に禁止すべきとのコンセンサスができつつあったと考えられる<sup>23</sup>。

2013 年の WTO バリ閣僚会議では結局合意に至らなかったが ([バリ閣僚決定\(輸出競争\)](#) パラ 2 参照)、2015 年 12 月のナイロビ閣僚会議において、①輸出補助金について、先進国は原則即時、開発途上国は原則 2018 年末に撤廃することを合意したほか ([ナイロビ閣僚決定\(輸出競争\)](#) パラ 6、7)、②輸出信用(定義について同パラ 13)について、リスクをカバーする期間について 18 か月以下、自己資金により長期のリスク・損失をカバーすること(同パラ 15)、③輸出国家貿易企業について、独占権の使用は貿易歪曲性を最小限とするよう努力すること(同パラ 21)などの合意が成立した。

《[輸出競争に関する TPP の規定の意義](#)》 TPP 協定 2.23 ないし 2.25 条は、以上のような WTO での交渉経過を前提として(ただし、TPP 協定が大筋合意されたのは 2015 年 10 月であり、同年 12 月のナイロビ会合の成果は反映されていない。)、輸出競争の分野に関して、締約各国に一層の農業貿易の改革プロセスへの取組みを促す規定となっている。

2.21 条が定める輸出補助金の撤廃・再導入の防止については、上記のとおり、ナイロビ閣僚決定で撤廃が合意され(パラ 6)、また、同決定で補助金撤廃を回避する方法で輸出補助金を適用してはならないことが確認されている(パラ 9)。

2.22 条は、輸出信用に関して、特に、透明性、自己の資金調達、償還期間について、WTO で規律を構築すべきことを定める。この点、ナイロビ閣僚決定は、上記のとおり、償還期間、自己資金調達について規定するほか(パラ 15)、各加盟国に対して輸出信用に係る情報提供義務を課して(パラ 4、附属書)、透明性も確保しようとしている。

2.23 条は、農産物を輸出する国家貿易企業に関して、輸出許可に関する制限の撤廃、一定の国家貿易企業に対する融資の撤廃、運営・維持の透明性向上を要求する合意の成立に向けて WTO で協力する旨規定する。この点、ナイロビ閣僚決定は、各国に対して、国家貿易企業による貿易阻害効果を最小限にすべく努力義務等を課すにとどまり(パラ 18~21)、TPP 協定が目指す具体的規律の合意にまで至っていない。今後について、ナイロビ閣僚決定での規律は、WTO 農業委員会で規律強化の目的で 3 年毎にレビューされることになっているが(パラ 5)、具体的な議論の内容は約束されていない。

《[輸出制限\(食糧安全保障\)](#)》 輸出制限措置は貿易歪曲性を有するとともに、日本をはじめとする食料輸入国の安定的な食料輸入を阻害するなど、いわゆる輸入国の食料安全

<sup>23</sup> Mosati, Gobena, *supra* note 3, pp. 69-70, 77-79.

保障上重大な問題といえるが、農業協定上規定される通報等は満足に行われておらず、透明性、予見性、安定性において不十分であった<sup>24</sup>。わが国は、WTO 農業交渉において、2008 年 4 月、輸出規制発動の準則の明確化及び輸入国と輸出規制を行おうとする国との協議メカニズム創設に係る提案を行ったが<sup>25</sup>、本協定の交渉においても輸出規制に係る手続の透明性・明確性の確保等の強化を重視していた<sup>26</sup>。

2.24 条は、まず、農業協定 12 条 1 項所定の輸出規制に対する規律を、通報義務及び情報提供義務について加重・具体化して定める（両条項の主な相違点について表 1 参照）。

次に、輸出制限措置の適用期間について、GATT 及び農業協定では、食糧の危機的不足の防止・緩和のための一時的な輸出制限措置を実施できる期間に限定を設けていない（GATT11 条 1 項・2 項(a)、農業協定 12 条 1 項）。WTO 農業交渉における 2008 年 12 月のモダリティ案では、新規の輸出制限措置の適用期間は通常 12 か月以内とし、輸入国と合意した場合に限り 18 か月を超えることができるとされていた（パラ 178）<sup>27</sup>。この点、2.24 条は、輸入制限措置を、①原則として 6 か月以内に終了すべき、②輸入国と協議した場合を除き 12 か月を超えて継続してはならないとするほか、③危機的な不足又はそのおそれが存在しなくなったときは直ちに停止するものと定める（同条 5 項）。モダリティ案のように、輸入国との合意は要求されず、輸入国と協議さえすれば 12 か月超の輸入制限措置も継続できる規定となっている点において、実効性について懸念は残るものの、わが国のような食糧輸入国の安定的な輸入確保に資する、WTO に存在しない新たな規律を導入した点は注目される。

表 1 WTO 農業協定 12 条 1 項と TPP 協定 2.24 条の主な相違点

	WTO 農業協定		TPP 協定	
輸出制限の条件（対象、通報の時期、内容）	加盟国が新たな輸出規制を設ける場合に適用	12 条 1(a)	本協定発効前の輸出制限措置にも適用	2.24 条 2(a)
	WTO 農業委員会に対し、実行可能な限り事前かつ速やかに通知		他の締約国に対し、措置発効日の少なくとも 30 日前に通報（いかなる場合にも措置発効日前に通報）	

<sup>24</sup> 経済産業省『[2013 年版不正貿易報告書](#)』（2013 年 4 月）261 頁（なお、同頁の「コラム各国の食糧輸出規制」は、2014 年度版以降の不正貿易報告書には掲載されていない。）。

<sup>25</sup> 農林水産省「[WTO における輸出規制に関する新提案について](#)」（2008 年 5 月 1 日）。ファルコナー農業交渉議長が同年 12 月に提示したモダリティ案でも輸入国との協議状況の農業委員会への報告の義務付け、同委員会による監視機能の強化等が盛り込まれている。[Revised Draft Modalities for Agriculture](#), TN/AG/W/4/Rev.4, 6 December 2008.

<sup>26</sup> 外務省「[TPP 協定により我が国が確保したい主なルール](#)」（2011 年 11 月）。

<sup>27</sup> *Revised Draft Modalities for Agriculture*, *supra* note 25.

	措置の性質及び期間等の情報を記載		措置の理由及び GATT11 条 2(a)適合性、代替措置（あれば）についての記載	2.24 条 2(b)
通報国の情報提供義務	要請があるときは、他の加盟国に必要な情報を提供	12 条 1(b)	食料の危機的不足の存在又はその発生のおそれがあるか及び当該措置によって食料の危機的不足が防止・緩和されるかに関係ある経済的指標を提供	2.24 条 3(b)
			他の締約国の質問に対し 14 日以内に書面により回答	2.24 条 3(c)

《農業セーフガード》 2.26 条は、TPP 締約国の原産品である農産品に対しては、農業協定による特別セーフガード（以下「SSG」という。）の課税対象としないことを定める。

この SSG は、農業協定 5 条に基づいて、ウルグアイラウンドで関税化された農産品（かつ各国の WTO 譲許表で「SSG」の印で特定された産品）を対象として発動できる関税引き上げ措置である。輸入数量が増加した場合の「数量ベース」と、輸入価格が下落した場合の「価格ベース」の 2 種類があり、それぞれで発動要件、措置内容、発動期間が異なっている<sup>28</sup>。発動対象産品が上記のとおり限定されているため、SSG を発動できるのは WTO 加盟国のうち 39 か国に限られ、TPP 締約国では、カナダ、日本、マレーシア、メキシコ、米国が含まれる<sup>29</sup>。

わが国については、米、小麦、大麦、乳製品、でん粉、雑豆、豚肉（数量ベースのみ）、生糸等が対象となっている<sup>30</sup>。WTO への通報によると、1995 年度から 2015 年度までの発動実績は表 2 のとおりであり<sup>31</sup>、この間に合計約 400 回発動されている。上記のとおり、TPP のもとでは、締約国に対しては SSG による課税が認められないことになるが、別途わが国は、調整食料品、小麦粉、バター、砂糖、でん粉、米、小麦、プロセスチーズ、ホエ

<sup>28</sup> 農林水産省「[特別セーフガードについて](#)」。

<sup>29</sup> SSG についての情報を提供する [WTO サイト](#) 参照。

<sup>30</sup> 農林水産省・前掲注（28）。

<sup>31</sup> 通報を示す WTO 文書の文書番号は、以下のとおり。G/AG/N/JPN/7（1995 年度）、G/AG/N/JPN/19（1996 年度）、G/AG/N/JPN/28（1997 年度）、G/AG/N/JPN/37（1998 年度）、G/AG/N/JPN/52（1999 年度）、G/AG/N/JPN/64（2000 年度）、G/AG/N/JPN/73/Rev.1（2001 年度）、G/AG/N/JPN/85（2002 年度）、G/AG/N/JPN/96（2003 年度）、G/AG/N/JPN/111（2004 年度）、G/AG/N/JPN/117（2005 年度）、G/AG/N/JPN/128（2006 年度）、G/AG/N/JPN/136（2007 年度）、G/AG/N/JPN/147（2008 年度）、G/AG/N/JPN/155（2009 年度）、G/AG/N/JPN/63（2010 年度）、G/AG/N/JPN/175（2011 年度）、G/AG/N/JPN/186（2012 年度）、G/AG/N/JPN/193（2013 年度）、G/AG/N/JPN/203（2014 年度）、G/AG/N/JPN/211（2015 年度）。

イ、イヌリン等について締約国全部又は国別の関税割当を設定し（第2章附属書2D（日本国の関税率表）付録A）、牛肉、豚肉、加工された豚肉、ホエイのタンパク質濃縮物、ホエイ粉、競走馬について、農産品特別セーフガード措置を発動できることとしている（同付録B-1）。

表2 わが国の農産品特別セーフガード措置発動実績

	数量ベース	価格ベース	品目
1995年度	1	3	でん粉、ミルクパウダー、ホエイ、生糸
1996年度	7	1	豚、豚肉、豚肉調製品、無糖練乳等
1997年度	3	0	イヌリン、ミルク・クリーム等
1998年度	2	2	コンデンスミルク、調製食料品等
1999年度	2	8	小麦でん粉、えんどう、小麦粉等
2000年度	2	12	小麦粉、バター、バターミルク等
2001年度	4	6	マニオカでん粉、油脂、小麦粉等
2002年度	0	13	精米、小豆、小麦粉、調整食料品等
2003年度	4	25	米紛、小麦粉、油脂、でん粉等
2004年度	4	28	調整食料品、米粉、コーンスターチ等
2005年度	3	15	調整食料品、ヨーグルト等
2006年度	2	41	調整食料品、精米、でん粉等
2007年度	1	31	調整食料品、こんにゃく芋等
2008年度	4	13	調整食料品、イヌリン、精米等
2009年度	3	22	調整食料品、でん粉等
2010年度	4	16	調整食料品、でん粉、米紛等
2011年度	6	15	調整食料品、小麦粉、イヌリン等
2012年度	4	24	調整食料品、小麦粉、米紛、でん粉等
2013年度	1	20	調整食料品、でん粉、イヌリン等
2014年度	2	15	調整食料品、ミルク・クリーム等
2015年度	6	23	イヌリン、調整食料品、でん粉等
合計	65	333	

《バイオ規定 - 概要・対象》2.27条は、「現代のバイオテクノロジーによる生産品」（Product of Modern Biotechnology、以下「PMB」という。）の承認に関する情報の公表、LLPの発生に係る輸入国及び輸出国による情報提供、PMBに関する情報提供及び協力のための作業部会の設置等を定める。

「現代のバイオテクノロジー」とは、「自然界における生理学上の生殖又は組換えの障

壁を克服する技術であって伝統的な育種及び選抜において用いられない」組換えデオキシリボ核酸（組換えDNA）の技術等を適用することをいう（2.19条）<sup>32</sup>。「現代のバイオテクノロジーによる生産品」（PMB）は、この「現代のバイオテクノロジー」を用いて作り出された農産品及び魚・魚製品を意味する（薬剤及び医療品の生産品は含まない。）（同条）。

「LLPの発生」とは、概要、「組換えDNAによる植物性の材料」の利用が、少なくとも一の国で承認されているが（ただし、食品利用についての当該承認は、Codexのガイドラインに従って安全性評価が行われている場合に限る。）、輸入国において承認されていない場合に、植物又は植物性生産品の貨物に不注意により微量に混入することをいう（2.27条5項注）<sup>33</sup>。これは、遺伝子組換え植物等に対する安全性承認の状況が各国で異なる結果として、輸入国において承認されていない当該植物等が輸入品に混入してしまう事象であり、カナダ、米国などの輸出国が、かねてより透明性、科学的根拠に欠ける規制により貿易を阻害するものと主張してきた問題である<sup>34</sup>。

わが国が締結した貿易協定でバイオテクノロジーによる生産品に関わる規律が設けられるのは初めてであり、世界的にも例は少ないものと思われる<sup>36</sup>。特にLLPによる問題発生

<sup>32</sup> この定義は[カルタヘナ議定書](#)（生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書）からとられたものである。同議定書は、生物多様性条約締約国会議（COP）において2000年1月に採択され、2003年9月に発効した（わが国については2004年2月に発効）。

<sup>33</sup> TPPは、Codexで通常使われる用語例に沿って「LLPの発生」を定義しているが、Codexでも「LLP」の意義は一義的に定められてはいない。Food and Agriculture Organization of the United Nations, [Low Levels of GM Crops in Food and Feed: Regulatory Issues](#), TC-LLP/2014/2, March 2014, p.4.

<sup>34</sup> FAOは、LLPに関して2013年に実施した調査により、①LLP又はAP(Adventitious presence（偶発的混入）を意味し、いずれの国からもCodexのガイドラインに従った食品安全性評価で承認されていない遺伝子組換え作物が、偶発的に混入・発見されることをいう。)の発生は2009年以降に増加していること、②混入した作物は主に米国、カナダ及び中国で生産されていること、③発見された場合、多くの貨物は破壊されるか輸出国に返還されたと分析している。Food and Agriculture Organization of the United Nations, [Narrative Report of the Technical Consultation on Low Levels of GM Crops in International Food and Feed Trade](#), TC-LLP/2014/6, March 2014, p.15.

<sup>35</sup> このガイドラインの附属書3は、食物に含まれる組換えDNAによる植物性の材料にLLPが発生した場合の食品安全性評価を定めており、2.27条6項(b)(iii)でも引用されている。ただし、この附属書3の採否は各国の裁量に委ねられており（同附属書・パラ6参照）、わが国も附属書3に言及しつつ食品安全性評価は各国の責任において実施されるべきものとの立場を表明している。*Ibid.*, p.23.

<sup>36</sup> 米国際貿易委員会によると、米国が署名した協定の中でも、バイオテクノロジー及び現代のバイオテクノロジーの貿易について具体的に規定されるのは初めてである。United States International Trade Commission, [Trans-Pacific Partnership Agreement: Likely Impact on the U.S. Economy and on Specific Industry Sectors](#), May 2016, p.112.

<sup>37</sup> 2016年10月に署名されたEU・カナダ間の包括的経済貿易協定（CETA）は、バイオテクノロジー生産品に関する市場アクセスを二国間の対話事項とすることを明記している（25.2条）。CETAの同規定は、EU・カナダに一定の義務を課すものではないが、対話事項の対象として、

の予防、LLPが発生した場合の対応について詳細に規定された点が注目される。

遺伝子組換え製品の規制措置については、WTOのSPS協定及び[貿易の技術的障害に関する協定](#)（以下「TBT協定」という。）との整合性が問題とされることがある（ECのバイオテクノロジー製品の承認・マーケティングに係る措置をめぐるWTO紛争<sup>38</sup>）。この点、2.27条は、WTO協定又はTPP協定の他の規定に基づく措置の採用を妨げるものではないこと（2項）、現代のバイオテクノロジー生産物を規制するための自国の法令・政策の採用・修正を求めるものではないことを明記するが（3項）、それ以上に、PMB・LLPに関する同条と、WTOのSPS協定・TBT協定又はTPPの第7章（SPS）・第8章（TBT）との関係について言及する条項は設けられていない。

《バイオ規定 — 規律の内容》 バイオ規定は、総則的規定においてPMBの貿易に係る透明性、協力及び情報交換の重要性を確認した上で（1項）、4項において、PMBの承認に関する情報提供を規定し締約各国において、①PMBの承認申請完了のための書類に係る要件、②PMBの承認を導いた危険性・安全性評価の概要、③自国で承認されたPMBの一覧表を公表すべきことを定める。ただし、この公表義務は「可能な場合には」、「自己の法令及び政策に従うことを条件として」との条件付きであり、公表の対象、タイミングなど、実質的には各国の裁量に委ねられているといえる。

5項ないし8項は、LLP発生に関するもので、①情報共有のための連絡部局の指定（5項）、②輸出締約国がLLP発生防止のためにとるべき措置（植物性生産品であるPMBの承認に関連して実施した危険性・安全性評価の概要の提供、同PMBの承認を受けた自国領域内の事業体でLLP検出の方法等に関する情報を有しているものの連絡先の提供、同事業体に対する輸入締約国との情報共有の奨励）（6項）、③輸入締約国がLLP発生の場合にとるべき措置（LLP発生の事実及び当該貨物の処分に係る情報の輸入者等への通知、当該LLP発生について当該輸入締約国が実施した危険性・安全性評価の概要の輸出締約国への提供等）（7項）、④LLP発生による貿易混乱リスクを減らすため、(i)輸出締約国及び(ii)植物・植物性生産品であるPMBを承認する締約国の各努力義務（(i)について、植物・植物性生産品の締約国における承認申請の奨励、(ii)について、植物・植物性生産品であるPMBの承認申請の提出・審査を毎年認めること、新たな承認に関する締約国間の連絡の増進）（8項）を定める。

上記②及び③は、PMBの承認又はLLP発生に関して実施された安全性評価に関する締約国間の情報共有を促進しようとするものといえる。もっとも、輸出国からの情報提供は、輸入国からの要請があることを前提としており、また提供された情報を輸入国がどのよう

---

各国におけるバイオテクノロジー生産品の承認、バイオ技術に係る各国の貿易関連措置等を含むことを定める。

<sup>38</sup> Panel Report, *European Communities - Measures Affecting the Approval and Marketing of Biotech Products*, WT/DS291/R, WT/DS292/R, WT/DS293/R, adopted 21 November 2006.

に使うか等についての規定は設けられていない<sup>39</sup>。輸入国によるLLP発生の安全性評価についての情報提供も、「自国の法令及び政策に従うことを条件として」、「可能な場合には (if available)」との条件が付けられている。「可能な場合には」との文言は解釈に幅があり得るが、「自国の法令及び政策に従うこと」が条件とされていることからすれば、情報提供の側面においても、輸入国側のイニシアティブが確保されているものと評価できる。

最後に、9項及び10項は、2.25条に基づき設置される農業貿易小委員会の下に、PMBに関する作業部会を設け、PMBの貿易に関連する事項についての情報交換及び当該貿易についての協力促進を行うことを定める。ここでも、情報交換については「締約国の法令及び政策に従うこと」が条件とされ、協力促進についても「相互に関心を有している場合」であることが前提とされ、各国のイニシアティブが確保されるよう配慮されている。

《バイオ規定 — 交渉の背景・評価等》 TPPのバイオテクノロジー条項は、カナダにより提案され、それが米国、オーストラリアといった輸出国からも支持されたものといわれている<sup>40</sup>。カナダの穀物業界は、当初、LLP輸入の許容、新しい遺伝子組換え作物の同時並行的な承認、遺伝子組換え作物の安全性評価の相互承認をTPPに導入することを目指していたといわれる<sup>41</sup>。米国のバイオテクノロジー関連の業界団体も、TPP交渉の初期の段階から、米通商代表部に対し、現代のバイオテクノロジー生産品の輸出を阻害する各国の障壁を撤廃し、科学的評価方法でその安全性を評価するよう働きかけてきていた<sup>42</sup>。他方、わが国では、TPPにより食の安全が脅かされるということがTPP交渉参加に反対する有力な論拠とされ、TPP交渉参加にあたっては、衆議院農林水産委員会で、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないことが、TPP交渉で実現すべき事項の一つとして決議された<sup>43</sup>。

<sup>39</sup> 報道では、輸出国の安全性評価にかかる情報を輸入国に提供することにより、問題となったLLPが危険でないといふ当該輸入国を説得できるかもしれないとの業界筋の見方も紹介されているが(“Novel TPP Provisions Aim to Prevent Ag Biotech ‘LLP’ Rejections”, *Inside U.S. Trade*, November 19, 2015)、本文中で記載したとおり、輸出国から提供を受けた情報の取扱いや評価方法に関して、輸入国に何らの義務は課されていない。

<sup>40</sup> “TPP Biotech Provisions Push ‘Science-Based’ Approvals, LLP Discussions”, *Inside U.S. Trade*, October 9, 2015.

<sup>41</sup> “Canadian Grain Groups Press for Inclusion of GMO Issues in TPP”, *World Trade Online*, May 22, 2013.

<sup>42</sup> 米業界は、TPP交渉で締結国に義務づけられるべき事項として、①遺伝子組換え食品にかかる表示義務の対象を、食品の栄養素が大きく変わるか又は食品の健康に関する性質が変わる場合等一定の場合に限る制度を導入すること、②LLPに関して、Codexのガイドラインに沿った規制を採用するようTPP参加国に求めること、③個別に当局にて承認済みの遺伝子組換え形質について新たな承認手続を不要とすること等を求めていた。Biotechnology Industry Organization, [Re: Request for Comments and Notice of Public Hearing Concerning Proposed Trans-Pacific Partnership Free Trade Agreement with Singapore, Chile, New Zealand, Brunei Darussalam, Australia, Peru and Vietnam, 74 FR 4480 \(Jan. 26, 2009\)](#), March 11, 2009.

<sup>43</sup> 第183回国会4月19日農林水産委員会委員会決議「[環太平洋パートナーシップ \(TPP\) 協](#)

TPPは、前述のとおり、PMBの承認やLLP発生に関する透明性の向上を企図する規定を置くが、各国が自国の法令・政策に従うこと等を条件としており、その意味で一定の措置をとることを直接的に義務付ける規定にはなっておらず、またバイオテクノロジー生産品の承認基準、安全性評価、LLPを含む輸入品の取扱い等の実体面についても踏み込んでいない。このような交渉結果について、米国際貿易委員会は、現代のバイオテクノロジー生産品の貿易に関する措置に一定の透明性を与えることにコミットさせたものであり、バイオ生産品・技術に携わる米国の農業関係産業に利益をもたらす可能性があるものと評価している<sup>44</sup>。PMBの取扱い及びLLP発生に関して、締約国間の対話のためのフォーラムが設定されたという意味では輸出国側の利益に適うものといえるが、TPPの規定が、わが国政府が説明するとおり、「遺伝子組換え食品の安全性審査の基準を緩めたり、新たに遺伝子組換え食品の輸入を認めたりする」ことを求めるものではないことは、明確といえる<sup>45</sup>。

---

[定交渉参加に関する件](#)」（2013年4月）。

<sup>44</sup> USITC, *supra* note 36, p.112

<sup>45</sup> 内閣官房「[TPPに関するQ&A：概要版](#)」（2016年10月）9頁。